

# お取引のご案内

## 平成31年2月8日(金)をもちまして中町支店を閉店させていただきます。

中町支店でお取引いただいているご預金・ご融資は、平成31年2月8日(金)の営業終了後、原則として本店へ移管させていただきます。

※本店以外の店舗へ移管を希望されるお客様は、平成31年2月1日(金)までに中町支店へお申し付けください。

個別にお手続きさせていただきます。

## お取扱店の變更に伴い、店舗番号が変わります。

店舗番号につきましては、「004(中町支店)」から「001(本店)」に変更となります。

## 口座番号は變更なく引き続きご利用いただけます。

ご預金の口座番号につきましては、現在ご利用中のものが引き続きご利用いただけます。

## 通帳は引き続きご利用いただけます。

現在ご利用いただいている普通預金・総合口座・納税準備預金・通帳形式の定期預金・貯蓄預金の通帳は、平成31年2月12日(火)以降も引き続きご利用いただけます。

※平成31年2月12日(火)以降、本店にご来店の際は、営業担当者が通帳をお預かりした際には、本店の新店舗番号を記入させていただきます。

※定期預金・定期積金の預金証書は満期日までそのままお持ちください。満期の都度、本店の証書に切り替えさせていただきます。

## ストライプ方式のキャッシュカード・ローンカードは引き続きご利用いただけます。

ストライプ方式のキャッシュカード・ローンカードは、引き続きご利用いただけます。

※ローンカードは口座番号が変更となりますので、新カードへの切り替えをお勧めいたします。新カードへの切り替えをご希望のお客様は、平成31年2月12日(火)以降に本店窓口へお申し付けください。新カードへの切り替えには2週間程度の期間が必要となります。手数料は掛かりません。

※平成31年8月末日までにご使用いただいているキャッシュカードにて当組合ATMまたは窓口にて入出金手続きをしていただきますようお願いいたします。

## ICチップ付のキャッシュカード・ローンカードは新たにカードを発行いたします。

ICチップ付のキャッシュカード・ローンカードは統合後1~2ヶ月の間に新カードを郵送させていただきます。それまでの間は旧カードでのお取引が可能ですが、仮にエラーが発生した場合には窓口にご相談下さい。

なお旧カードに登録していた振込先のデータについては新たに登録し直す必要がありますのでよろしくお願いたします。

## 集金等の訪問は従来通り行います。

平成31年2月12日(火)以降につきましても、統合店の本店より集金等の訪問をさせていただきます。

## ATM振込カードをご利用のお客様へ

ATM振込カードをご利用のお客様で、中町支店の口座へお振込を指定しているカードは、ご使用できなくなりますので、平成31年2月12日(火)以降に、新しい振込カードをお作り直しくださいようお願いいたします。

## お振込の口座をご指定されているお客様へ

給与振込、配当金、家賃、子供手当、その他お振込のお受取口座としてご利用のお客様は、平成31年2月12日(火)以降、お振込金融機関支店名が「本店」に、店舗番号が「001」に変更となることを、お早目にお勤め先またはお取引先等へご連絡をお願いいたします。

※「中町支店」名でのお振込は、平成31年5月2日(木)

までお受取いただけますが、変更の手続きをされなかった場合は、それ以降のお振込のお受取はできなくなります。

※一部他金融機関からのATM等でのお振込は、お取扱できない場合もございます。

## 公共料金等、自動引き落としの變更手続きは不要です。

- ・公共料金の自動引き落とし
- ・その他各種自動引き落とし
- ・クレジットカードのご決済
- ・自動引き落としによるお積立

当組合にて變更手続きをさせていただきます。

※變更手続きが完了するまでの間、請求書、領収証等の支店名の表示が旧支店名となっている場合がございますが、お取扱に支障はございませんのでご了承願いたします。

## 年金の自動受取をご利用のお客様へ

1. 国民年金、厚生年金の自動受取をご利用のお客様は、手続きは不要です。(当組合にて、變更の手続きをさせていただきます。)
2. 各種共済年金、厚生年金基金、その他私的な年金をお受取のお客様は、受給先への所定の變更手続きが必要となりますので、中町支店の窓口または営業担当者までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。手続き等をお手伝いさせていただきます。

## 店舗統合に伴うQ & A

### Q1 給与振込、その他の受取口座として利用していますが、変更手続きは？

- A お振込みご依頼様は、平成31年2月12日（火）以降は「本店」あてにお振込手続きいただく必要がございます。お客様からご依頼様にお知らせいただきますようお願いいたします。
- なお、平成31年5月2日（木）までは、旧「中町支店」名でご依頼いただいた場合でも、「本店」名でご依頼されたものとして、当組合で読み替えてお取り扱いさせていただきます。

### Q2 ストライプ方式のキャッシュカード、ローンカードは継続して使用できますか？

- A ストライプ方式のキャッシュカード、ローンカードは継続して使用できます。
- ただし、ローンカードは口座番号が変更となりますので新カードへの切り替えをお勧めいたします。新カードへの切り替えをご希望のお客様は、平成31年2月12日（火）以降に、本店窓口にお申し付けください。手数料は掛かりません。

### Q3 ICチップ付のキャッシュカード、ローンカードは継続して使用できますか？

- A ICチップ付のキャッシュカード、ローンカードにつきましては当組合で新たにカードを発行させていただきます。新たに発行したカードは統合後1～2ヶ月の間に郵送させていただきます。それまでの間は旧カードでのお取引が可能です。

### Q4 ATMコーナーもなくなりますか？

- A はい。ご不便をお掛けし申し訳ございません。
- なお、お近くのセブンイレブンやイトーヨーカドーの店内にあるセブン銀行ATMをご利用の場合は、次のとおり手数料が不要となりますのでご利用ください。

入出金	利用可能な時間帯	手数料無料の時間帯
平日	7:00～22:00	8:45～18:00
土曜	8:00～19:00	9:00～14:00
日曜	8:00～19:00	終日有料となります。
祝日	8:00～19:00	

残高照会は、上記の時間帯に手数料無料でご利用いただけます。

### Q5 他行のATMからキャッシュカードを利用した場合、手数料は掛かりますか？

- A はい。そのATMを取扱っている金融機関所定の手数料が掛かります。
- なお、組合員またはそのご家族で、当組合に年金・給与振込口座を設定されているお客様には毎月3回分までその月に掛かった手数料を後日返金させていただくサービスを行っております。是非、組合員にご加入いただきますとともに年金・給与振込口座を設定して頂くようご検討ください。

### Q6 「中町支店」名で振出した小切手・手形の決済や現在、手元にある小切手帳や手形帳の変更手続きは？

- A 旧支店名で振り出された小切手・手形は、引き続きお取り扱いさせていただきます。なお、お手元にある未使用の小切手帳や手形帳は無償で差し替えさせていただきます。

### Q7 現在利用中の融資・ローンは、手続きが必要ですか？

- A お客様にお願いするお手続きはございません。

### Q8 マル優・マル特制度を利用していますが、変更手続きは？

- A お客様にお願いするお手続きはございません。
- なお、変更手続きが必要なお客様につきましては、別途ご案内させていただきます。

(お問い合わせ先)

平成31年2月 8日まで 中町支店

TEL 0465-23-5010

平成31年2月12日以降 本店

TEL 0465-23-0291